

近畿しんきんカード会員規約(個人会員用)

【改定箇所は、以下(赤字部分)のとおりとなります。】

改定後	改定前
<p>第4条(届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</p>	<p>第4条(届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>7. (条文追加)</p>
<p>第11条(カードの再発行)</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の方法で届出を行い、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第11条(カードの再発行)</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第13条(会員保障制度)</p> <p>3.</p> <p>⑦ 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合。</p> <p>⑧ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害。</p> <p>⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。</p> <p>⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害。</p>	<p>第13条(会員保障制度)</p> <p>3.</p> <p>⑦(条文追加:以降番号⑦から⑨)を変更</p>
<p>第14条(カード利用の一時停止等)</p> <p>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第14条(カード利用の一時停止等)</p> <p>10. (条文追加)</p>
<p>第21条(期限の利益の喪失)</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第21条(期限の利益の喪失)</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条(会員資格の取消)</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員は、会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 当社は、会員資格の取消を行った場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第22条(会員資格の取消)</p> <p>3. (条文追加:以降項番4から5)を変更</p>

<p>第31条(リボルビング払い)</p> <p>1. ②いつでもリボ: 事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日の前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。</p> <p>(略)</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、5千円以上の当社が指定する金額(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。</p>	<p>第31条(リボルビング払い)</p> <p>1. ②いつでもリボ: 事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日の前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。</p> <p>(略)</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円、または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。</p>
---	--

●個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定後	改定前
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1. ①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報。</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1. ①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報。</p>
<p>第9条(規約等に不同意の場合)</p> <p>当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。</p>	<p>第9条(規約等に不同意の場合)</p> <p>当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本会員規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私(会員の名義人[会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。])は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。併せて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私(会員の名義人[会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。])は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。併せて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p>

●マイ・ペイすリボ会員特約

改定後	改定前
<p>第2条(カード利用代金の支払区分)</p> <p>2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第31条にかかわらず、5千円以上の当社が指定する金額(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p>	<p>第2条(カード利用代金の支払区分)</p> <p>2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第31条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。 (1)定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額(1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします)に、本条第4項に定める手数料を加算した額 (2)元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。プラチナカード・ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p>

ETCカード特約(個人会員用)

【改定箇所は、以下 (赤字部分) のとおりとなります。】

改定後	改定前
<p>第8条(会員保障制度)</p> <p>3. (6) 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合。 (7) 前条2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害。 (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 (9) その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害。</p>	<p>第8条(会員保障制度)</p> <p>3. (6) (条文追加:以降番号(6)から(8)を変更)</p>
<p>第12条(再発行)</p> <p>1.ETCカードの再発行は、当社所定の方法で届出を行い、当社が適当と認めた場合に限り行います。</p>	<p>第12条(再発行)</p> <p>1.ETCカードの再発行は、当社所定の届出を提出していただき、当社が適当と認めた場合に限り行います。</p>
<p>第15条(特約の変更)</p> <p>法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p>	<p>第15条(特約の変更、承認)</p> <p>本特約の変更については、当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p>